

### 3 4 学校法人会計基準に準拠した決算書類の提出について

57私振第199号

昭和57年4月28日

関係学校法人理事長様

愛知県総務部長

#### 学校法人会計基準に準拠した決算書類の提出について（通知）

私立学校法第64条第4項の規定に基づく専修学校・各種学校のみを設置する法人（いわゆる準学校法人。以下「法人」という。）のうち、本県から経常費補助金の交付を受けるものにあつては、特に従来から学校に係る経理は学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。）に準拠して会計処理を行っていただくよう勧奨してきたところですが、未だにこれを実施されていない法人も見受けられます。

この様な法人にあつては、会計基準が学校法人共通の基準であり、これに準拠した会計処理を行うことが当該法人自体の会計の合理化、適正化に資するものであることを十分認識され、早急に会計基準に準拠した会計処理に移行し、昭和56年度の決算書は、この会計基準に則ったものを提出するようにしてください。

なお、上記により難い法人にあつては、今後の移行計画を承知したいので、別紙様式によりその経緯を報告してください。

おつて本県から経常費補助金を受けていない法人にあつても会計基準の趣旨は上記のとおりであるので、これに準拠した会計処理を行うよう努めてください。

（別紙様式 略）